

山辺町雇用調整助成金申請代行補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「特例助成金」という。）の支給を受けようとする町内の事業所に対し、その申請の手續に要する費用について、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下「規則」という。）及び山辺町雇用調整助成金申請代行補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ、令和2年4月1日から同年12月31日までの間の従業員の休業について特例助成金の支給を受けようとする事業所とする。ただし、申請に町外の事業所人数が含まれている場合においては、全体から町内の人数をあん分する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金と同種の補助金を過去に受けたことのある者は、補助対象者とししない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特例助成金の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。）に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要する代行報酬等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1事業所当たり1回限り、40万円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

2 雇用調整助成金申請の複数回分の経費をまとめて申請可能とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、山辺町雇用調整助成金申請代行補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類（社会保険労務士等に依頼したことが確認できる書類）の写し
- (3) 社会保険労務士等への支払の完了を確認できるもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のう

ち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、山辺町雇用調整助成金等申請代行補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に補助金の額を通知するとともに、補助金を交付する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

（失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和2年11月4日から施行する。